


生活指導だより

『道しるべ』



自転車は車両の仲間です



歩車道の区別がある道路では、車道を通行

車道と歩道の区別のある道路では、車道を通行しなければなりません。

【道路交通法第17条第1項】

【3ヶ月以下の懲役又は5万円以下の罰金】

一旦停止は確実に!

自転車が一時的停止規則を免除される規定はない。一時停止の標識のある交差点では、停止線の前で一時的停止するとともに、交差道路を通行する車両等の進行を妨害してはいけない。

【道路交通法第43条】

【3ヶ月以下の懲役又は5万円以下の罰金過失は10万円以下の罰金】



走行しながらの傘差し運転、携帯電話は禁止

ながら運転は禁止されています。

【道路交通法第71条第6項】

兵庫県道路交通法施行細則第9条第1項第10号及び第11号

【5万円以下の罰金】



2人乗りの禁止

運転席以外の場所に乗車させて自転車を運転してはならない。

【道路交通法第55条第1項及び第57条第2項 兵庫県道路交通法施行細則第7条第1項第1号】

【2万円以下の罰金又は科料】

〜気になること〜



交通マナーについて

ある日、生徒の皆さんの中から、次のような情報がありました。

「小宅神社付近で、自転車通学生が道いっばいに広がっている。」

というものでした。学校の前では左側1列で、安全に登下校できています。家に帰るまで続けましょう。

S L e v e r - U p ! s



自転車の荷台にカバンをくくるということが全学年定着しています。前かごに荷物を積むと、重さでハンドルが取られてしまうので、安全面からのルールです。1年生はまだ慣れないせいか、ひもが外れることもあります。

そんな中、うれしい出来事がありました。下校中、荷ヒモが外れて困っている1年生の生徒がいました。そこを偶然通りかかった3年生の生徒が、立ち止まり、手伝ってあげたということ

す。小さな出来事かもしれませんが、先輩としての立派な姿に、ほっこりする話だと思いました。

武道場前のトイレの使い方について

本日より、新館の1年1・2組の生徒は、武道場前のトイレが利用可となります。次の注意点をしっかりと守ってください。

- スリッパのまま、スノコの上を通る。(アスファルトは×)
- トイレのスリッパに履き替える。
- スリッパはきちんと揃える。



きちんと履き替え、整頓!



また、運動靴のままこのトイレを利用する際は、西側から入ります。その際、足元にマットを置いてありますので、しっかりと泥を落とすことから、スリッパに履き替えてトイレを利用してください。